

介護保険情報誌

みんなの 介護保険



今回は、令和6年度の決算についてお知らせします。

■ 地域のデータ (令和7年8月31日現在)

総人口

127,684人

世帯数

56,893戸

65歳以上人口

35,161人

高齢化率

27.54%

(鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で構成されています)

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.43
2025. 秋



介護の日フェスタを開催！

介護の日フェスタ

令和7年 **11月1日** **土**

開場 12:30

閉場 16:00

入場
無料

会場: **こすもす館 多目的ホール**

みやき町大字東尾6436 番地2

◆記念講演会◆ 13:30~15:00

笑って 学んで 認知症予防！

ひなた てい あおい

講師: **日向亭 葵 氏** お笑い理学療法士

◆展示・相談ブース◆ 12:30~16:00

介護に関する展示や相談コーナーがあります。

入場
無料

介護予防講演会

上峰町

令和7年11月6日(木)

13:30~15:00

会場 上峰町老人福祉センター
おたっしや館

講師 黒岩 久美子 氏
(くるめ病院 看護部長)

テーマ

わたしの大切にしたいこと
~人生会議しよう!~

※上峰町役場健康福祉課
(0952-52-7413)
にお申し込みください。
定員60名(事前申し込み必要)

基山町

令和7年11月18日(火)

14:00~15:00

会場 基山町民会館
2階小ホール

講師 藤田 久美子 氏
(佐賀県断捨離®会 会長)

テーマ

自分らしく生きる。
~きれいに片づけて身も心もスッキリ~

定員: 100 名

※申し込み不要

鳥栖市

令和7年11月29日(土)

10:30~11:30

会場 鳥栖市民文化会館
小ホール

講師 山下 明子 氏
(医療法人社団 如水会今村病院 医師)

テーマ

脳を健康にする
七つのこと

※申し込み不要

鳥栖地区広域圏内の市町において、地域社会での支え合いや交流を促進するため、介護予防に関するイベントを開催します。みなさまのご参加をお待ちしています。

問い合わせ先: 介護保険課 地域支援係 電話: 0942-81-3111



鳥栖地区広域市町村圏組合 介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスC）

ステップアップ通所型サービスのご案内

こんなことはありませんか？こんな人は要注意

『最近、スーパーに行くのが大変…。』

『食事がおいしく感じないな…体重も減ってきたな…。』

そんなことはありませんか？それは身体が弱っている危険サイン！

そのまま放っておくと、どんどんできないことがふえていきます。

最近調子がでなくて
外出の機会も
減ってきたな…



ステップアップ通所型サービスとは

低下した体力や機能を向上し、やりたいことやできなくなっていたことができるよう、専門職（理学療法士・作業療法士等）が短期間集中的に支援します。

■週2回、1回あたり1～2時間の運動を、24回～48回（3ヶ月～6か月程度）行います。

■主に、運動機能改善、認知症予防を目的とし、対象者には栄養管理や口腔チェックも行います。

■送迎付きで料金はおひとり1回 500円です。

サービスを利用できる方

■要支援1・2と判定された方

■事業対象者に該当した方

※医師から運動を含む日常生活を制限されている方はご利用になれません。

よし！体力が
ついてきたぞ！



ステップアップ通所型サービス実施事業所

■かみみねデイサービスセンター〔医療法人三樹会〕

■場 所：おたっしや館（三養基郡上峰町大字前牟田107番地2）

■開催日時：毎週火曜日・金曜日 9:30～11:30

■対 象：みやき町、上峰町にお住まいの方

■デイサービスセンタートクダtosu【株式会社クレーンズ】

■場 所：鳥栖市本町2丁目83-1

■開催日時：毎週月曜日から金曜日 13:00～14:20

■対 象：鳥栖市、基山町にお住まいの方

サービス利用に関する相談窓口

まずは、最寄りの地域包括支援センターにご相談ください。

問い合わせ先：鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

TEL 0942-81-3111 FAX 0942-81-3316



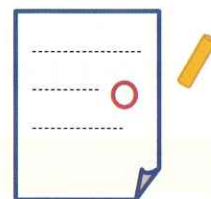
介護保険料について

第1号被保険者(65歳以上)の皆様へ、令和7年度の介護保険料の決定額をお知らせする通知書を6月に送付しています。(資格取得が6月以降の方は、資格取得日の翌月に通知書を送っています)
納付書にてお払いの方は、納め忘れがないか確認をお願いします。

介護保険料の納付は**便利な口座振替**をご利用ください!

**便利
安心**

納付のたびに金融機関などへ出かける手間がはぶけます!
うっかり納め忘れることがなくあんしんです!



- ①「口座振替依頼書」に必要事項を記入・銀行届出印を押します
- ② 記入した「口座振替依頼書」を金融機関に提出します

口座振替依頼書を金融機関で受付した翌月納期分から口座振替が開始されます

※納付方法が「普通徴収」(納付書払い)の部分に限ります

※「特別徴収」(年金天引き)の方は年金天引きが優先されます

※口座振替が開始されるまでは、納付書にてお支払いをお願いします

介護保険料の未納がある場合

未納期間に応じて、介護保険サービスを利用する際に下記のような制限が生じます。
将来介護が必要となられた場合、ご家族様にとっても、介護サービス利用時の**給付制限**は大きな負担となります。



介護認定申請をする時点で

1年以上の滞納があると…

介護サービス費用が一旦全額払いになります。

介護サービスを利用の際、費用の全額(10割)を利用者がいったん自己負担し、申請により後から保険給付が払い戻されます。※払い戻しは申請後数か月かかります。

1年6ヶ月以上の滞納があると…

介護サービス費用の払い戻しが差し止めになります。

費用の全額を利用者が負担し、負担された保険給付の一部または全部が差し止めになります。
なお滞納が続くと保険給付から滞納していた保険料を控除されることもあります。

2年以上の滞納(時効消滅分)があると…

介護サービス負担割合が3割(または4割)に引き上げられます(不可避)。

滞納期間に応じて、サービス利用時の利用者負担が3割(または4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

【通常】利用者負担は、基本 1割 (※一定以上の所得がある方は 2割 または 3割)



介護保険料の減免制度があります

災害等により生活が著しく困難となられ、介護保険料を納めることが非常に難しいときは、申請により保険料が減免される場合があります。
ご事情に応じて必要書類が変わりますので、まずはお電話にてご相談ください。

65歳になる方へ

介護保険制度において、65歳は、第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる節目の年齢です。65歳になられると、下記のように変わります。



被保険者証

介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳を迎えられる方全員に郵送します（誕生月の上旬に郵送）。介護サービスが必要となられた場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

介護保険料

それまでは加入医療保険料と合わせて納められていた介護保険料を、65歳の誕生月分からは直接本組合に納めていただくこととなります（加入医療保険と二重納付にはなりません）。

誕生月翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類を郵送します。

介護保険料納付証明書について

お支払いいただいた介護保険料は確定申告における社会保険料控除の対象となります。本組合では、令和7年中（令和7年1月～12月）の間に、普通徴収（納付書もしくは口座振替）で納付された方に、納付された普通徴収分の保険料金額を表示した『介護保険料納付証明書』をお送りします。発送は令和8年1月中旬を予定しております。

特別徴収（年金天引き）の方につきましては、年金保険者から届くハガキ『公的年金等の源泉徴収票』に、年金天引き分の保険料金額が記載されていますので、そちらをご確認ください。

※介護保険料納付証明書発送前に納付済保険料額を確認されたい方や、特別徴収の方で介護保険料納付証明書が必要な方は、本組合介護保険料係またはお住まいの市町の介護保険担当窓口に申請されて、お受け取りください。

令和7年中の納付方法	証明内容等
普通徴収（納付書または口座振替）のみの方	本組合から送付する『介護保険料納付証明書』をご利用ください。
特別徴収（年金から天引き）のみの方	年金保険者（日本年金機構など）から送付される『公的年金等の源泉徴収票』をご利用ください。
普通徴収と特別徴収の両方で納められた方	『介護保険料納付証明書』と『公的年金等の源泉徴収票』をご利用ください。

問い合わせ先：総務課 介護保険料係 TEL 0942-85-3637

2025.10 **みんなの
介護保険**



高額介護サービス費等支払資金貸付制度について

1 資金貸付の概要

高額介護(予防)サービス費の支給対象者で介護(予防)サービス費の支払が困難な方に、高額介護(予防)サービス費の支給を受けるまでの間、資金を貸付ける制度です。

2 資金貸付の対象者

- ①介護保険の資格を有していること。
- ②高額介護サービス費等の支給を受ける見込みがあること。
- ③介護保険料を滞納していないこと。
- ④保険給付差止(法第68条第1項)の記載がなされていないこと。

3 資金貸付の条件

- ①貸付の利息・・・無利子
- ②貸付期間・・・高額介護サービス費等の支給を受ける日まで

4 資金貸付の対象者が利用するサービスの対象

指定居宅サービス、介護保険施設

5 資金貸付の額

資金の貸付金額は、高額介護サービス費等推計額の10分の9以内の範囲で貸付可能。
(※その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

6 資金貸付の流れ

①利用者負担分を全額、介護事業所へ支払った後、貸付の対象となるか介護保険課給付係に確認します。



②貸付の対象者となれば、領収証と一緒に指定の申請書及び借用証書等を介護保険課へ提出します。(※サービス利用月ごとに申請が必要)



③資金貸付決定通知書を申請者宛に送付します。



④本人口座へ振込みます。(10日・21日・25日が指定日)



⑤サービス対象月から起算し、約3ヵ月後に高額介護サービス費の支給額から、貸し付けした金額を差し引いた、残りの金額を本人の口座へ振込みます。

問い合わせ先：鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係 TEL 0942-81-3317



令和6年度介護保険特別会計決算報告について

本組合の令和6年度介護保険特別会計の歳入歳出の決算額は下記のとおりです、

歳 入 108億2,035万円

歳 出 103億7,077万円

差引額 4億4,958万円

歳入状況

単位:千円

項 目	6年度決算額	5年度決算額	比較	伸率
1 保険料	2,452,193	2,393,106	59,087	2.5%
2 分担金及び負担金	1,539,978	1,507,998	31,980	2.1%
3 国・県支出金	3,629,070	3,596,109	32,961	0.9%
4 支払基金交付金 ※1	2,625,350	2,534,289	91,061	3.6%
5 繰入金 ※2	85,265	98,944	△13,679	△13.8%
6 その他	488,499	518,431	△29,932	△5.8%
歳入合計	10,820,355	10,648,877	171,478	1.6%

※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。

※2 低所得者の保険料を軽減するために国、県及び構成市町から繰り入れたものです。

歳出状況

単位:千円

項 目		6年度決算額	5年度決算額	比較	伸率
1 総務費		200,073	219,544	△19,471	△8.9%
2 保険給付費		9,014,004	8,754,576	259,428	3.0%
内 訳	介護サービス等諸費(要介護者への給付)	8,305,935	8,084,718	221,217	2.7%
	介護予防サービス等諸費(要支援者への給付)	373,440	339,623	33,817	10.0%
	その他のサービス費	334,629	330,235	4,394	1.3%
3 地域支援事業費 ※3		656,421	645,153	11,268	1.7%
内 訳	介護予防・生活支援サービス事業費	273,648	271,049	2,599	1.0%
	包括的支援事業費	146,154	145,114	1,040	0.7%
	任意事業費 ※4	54,421	55,782	△1,361	△2.4%
	その他地域支援事業費	182,198	173,208	8,990	5.2%
4 保健福祉事業費		11,890	15,125	△3,235	△21.4%
5 その他		488,386	529,932	△41,546	△7.8%
6 予備費		0	0	0	0.0%
歳出合計		10,370,774	10,164,330	206,444	2.0%

※3 構成市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営にかかる費用です。

※4 任意事業とは、構成市町の実情に応じて任意に行うことができるもので、事業としては高齢者の見守り事業、家族介護支援事業等を実施しています。

問い合わせ先:総務課 総務係 TEL0942-81-4825

2025.10 みんなの
介護保険

情報公開及び個人情報保護制度運用状況の公表

鳥栖地区広域市町村圏組合では、開かれた組合の運営を実現するために情報公開条例を、また、圏域住民の個人情報を適切に取り扱うために個人情報保護条例を制定しています。

昨年度の両制度の運用状況は次のとおりです。

1. 情報公開制度における請求件数等

令和6年度においては、1件の公文書の公開請求がありました。

年 度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
6年度	1	0	1	0	0	0

2. 個人情報保護制度における請求件数等

令和6年度においては、3,411件の請求がありました。

年 度	請求件数	処理状況				不服申立
		全部公開	部分公開	非公開	取下げ	
6年度	3,411 (3,405)	3,411 (3,405)	0	0	0	0

() 内はケアプラン作成のため請求された件数です。

■お問い合わせ/ 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス <https://tosu-kouiki.jp>



鳥栖地区広域市町村
圏組合ホームページ

◎出前講座、その他総務全般に関すること 総務課 総務係

TEL 0942-81-4825

FAX 0942-85-2084

◎介護保険料に関すること

TEL 0942-85-3637

総務課 収納対策室 介護保険料係

FAX 0942-85-2084

◎要介護・要支援認定に関すること

TEL 0942-81-3315

介護保険課 認定係

FAX 0942-81-3316

◎介護保険給付に関すること

TEL 0942-81-3317

介護保険課 給付係

FAX 0942-81-3316

◎介護予防に関すること

TEL 0942-81-3111

介護保険課 地域支援係

FAX 0942-81-3316